

2026年度 早稲田大学法科大学院
法学既修者試験 論述試験
憲 法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

寺西判事補事件大法廷決定(最大決平成 10・12・1)を素材として他のいくつかの先例との関係を問う問題である。まず同決定がいわゆる猿払規準を適用して裁判所法 52 条 1 号後段の積極的政治運動の禁止を合憲と判断していることは、重要判例に関する最低限の知識として要求される。さらに、裁判所法 52 条 1 号の規定は、文面上は表現の内容に着目した規制であるから、なぜ厳格審査がなされなかったのか、この規制を間接的・付随的規制と性格づけて中間審査である猿払基準でこと足りるとすることが正当化可能かが問われるであろう。

堀越判決は国家公務員法 102 条による政治行為の制限を限定解釈したが、その前提には、同制限が表現の内容に着目した規制であるとの認識がなかったかが問われる。また堀越判決の論理を考慮に入れたとき、寺西判事補の発言を積極的政治運動と見ることが可能かが問われるであろう。

裁判官の懲戒が非訟手続で行われることを正当化し得るのは、旧家事審判法に関する先例ではなく、過料の裁判に関する先例であることが理解できているかが最後の論点である。いずれの先例も、憲法判例百選でとりあげられている。

判例を個別に理解するだけではなく、相互の関連性を意識して理解すること、また複数の裁判官の合議によって生み出される判例のテキストが述べることをどこまで杓子定規に受け取ってよいかを考えることも、ときには必要である。憲法に関しては、過去の一定時点の個別事案における最高裁の結論におもねることが、法律家のあるべき姿なのかも問われるであろう。

以上